

1. 現状

騒音規制法及び**振動規制法**において、**コンプレッサー（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）**は、「著しい騒音を発生する施設」（騒音規制法特定施設）、「著しい振動を発生する施設」（振動規制法特定施設）とされ、工場・事業場への設置に当たり**市区町村長への届出が義務づけ**られており、周辺の生活環境が損なわれているなどの場合には、改善勧告、改善命令（勧告に従わない場合）等の対象となる。

コンプレッサー：日本語で圧縮機。圧縮した気体をタンクにため、その圧縮気体を動力源とする工作機械を使用するための装置。

2. 要望（長野県）

大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法（昭和43年）及び振動規制法（昭和51年）の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、**技術革新を踏まえた基準の見直し**を行うこと。

3. 環境省の対応

自治体へのアンケート調査（苦情の状況や自治体による条例の制定状況の実態把握等）、業界団体へのヒアリング（現在流通している機器の実態把握等）、現在設置されている機器の実測調査、専門家による検討を経た上で、**コンプレッサーの規制対象要件を見直す**。

具体的には、現在、**定格出力（kW）による一律規制（政令）を行っているところ、例えば、このうち騒音や振動の大きさ（dB）が一定以下になる**など、総合的にみて**生活環境保全上問題ないと評価できるもの**を**届出不要（規制対象外）**とする方向で検討する。

スケジュールとしては、今年度に3回程度の検討会を開催し、7月28日に第1回開催、8月に中間報告、**今年（令和3年）中に政令改正、今年度（令和3年度）内に下位法令の整備を行う**ことをめざす。

「生活環境保全上問題ないと評価できるもの」とは、以下の騒音・振動レベルを満たし、苦情の状況や自治体による条例の制定状況等を加味し、総合的に判断する。

- ・**騒音レベル**：**屋内**で使用される施設については**1m地点で80dB**、**屋外**で使用される施設については**1m地点で70dBを下回る**こと、規制基準と同等の効果が見込める対策が確実に実施されている場合など

（平成21年 中央環境審議会「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」（第二次答申））

- ・**振動レベル**：**5m地点で60dBを下回る**ことなど（昭和51年 中央公害対策審議会騒音振動部会振動専門委員会報告）